

令和7年度政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果に
ついて、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和7年5月8日(木)	【総務部】 契約管財課、課税課、納税課、区政情報課（公文書館含む）、男女社会参画課 【危機管理部】 防災危機管理課 【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局
令和7年5月9日(金)	【政策経営部】 経営改革推進課、広聴広報課、施設経営課、教育施設担当課 【総務部】 総務課、人事課 【監査委員事務局】 監査委員事務局
令和7年5月12日(月)	【政策経営部】 政策企画課、ブランド戦略担当課、財政課、IT推進課 【危機管理部】 地域防災支援課 【会計管理室】 会計管理室 【区議会事務局】 区議会事務局

2 合議年月日 令和7年6月30日

3 実 施 場 所 監査委員室ほか各施設

4 監 査 の 範 囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「広報いたばし」の発行について)(所管部署：広聴広報課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※令和4年度第1回行政監査テーマ「生活安全の推進について」
(所管部署：防災危機管理課)の措置結果通知分

- (5) 令和6年度定期監査指摘及び指導事項について、提出された措置結果報告及び措置状況報告どおり行われているか。(所管部署：納税課「特別区民税等の滞納繰越分調定額の乖離について」、防災危機管理課「不適正な備品管理について」)

6 監 査 の 結 果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和7年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和7年6月25日(水)	【資源環境部】 資源循環推進課、板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所 【都市整備部】 建築指導課 【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、鉄道立体化推進課 【土木部】 土木部管理課、南部土木サービスセンター
令和7年6月26日(木)	【都市整備部】 都市計画課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土木部】 土木計画・交通安全課、かわまちづくり計画担当課 みどりと公園課、公園整備担当課、北部土木サービスセンター
令和7年6月27日(金)	【資源環境部】 環境政策課 【都市整備部】 建築安全課、住宅政策課 【まちづくり推進室】 高島平まちづくり推進課 【土木部】 工事設計課

2 合議年月日 令和7年7月31日

3 実 施 場 所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。（さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「環境美化啓発事業」（所管部署：資源循環推進課）を選定し、重点調査を実施する。）
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。（セメント、塩化カルシウム、角材など）
- (5) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。（令和4年度第2回行政監査テーマ「区民の環境活動の推進について」（所管部署：環境政策課、資源循環推進課）の措置結果通知分）
- (6) 令和6年度定期監査指摘及び指導事項について、提出された措置状況報告どおり行われているか。（所管部署：板橋西清掃事務所「物品購入における不適正な契約事務について」、住宅政策課「住宅使用料の過小徴収について」、資源循環推進課「補正予算要求の失念について」）

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和7年度 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和7年11月10日(月)	【区民文化部】 板橋地域センター、板橋四丁目集会所、 富士見地域センター、大和集会所、 常盤台地域センター、常盤台地域集会室、水久保公園内集会所、 志村坂上地域センター、志村コミュニティホール、小豆沢集会所、 舟渡地域センター、舟渡ホール 徳丸地域センター、きたのホール、西徳第一公園内集会所 【産業経済部】 いたばし観光センター
令和7年11月12日(水)	【区民文化部】 仲宿地域センター、仲宿集会所、 蓮根地域センター、ロータスホール、蓮根集会所、 下赤塚地域センター、赤塚七丁目集会所、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所、 美術館 【産業経済部】 産業振興課、ハイレイフプラザ、産業戦略担当課長
令和7年11月13日(木)	【区民文化部】 地域振興課、いたばし総合ボランティアセンター、 戸籍住民課、スポーツ振興課、文化・国際交流課 【産業経済部】 くらしと観光課、赤塚支所 【農業委員会事務局】 農業委員会事務局

2 合議年月日 令和7年12月25日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「産業活性化戦略に係る事業について」(所管部署：産業振興課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。
(令和4年度第1回行政監査テーマ「生活安全の推進について」(所管部署：くらしと観光課)の措置結果通知分)
- (5) 令和6年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。
(令和6年度重点調査テーマ「農業者支援のための人材育成策について」(所管部署：赤塚支所))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項

地域センターにおける準公金の取扱いについて

地域センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

地域センターにおける準公金の取扱いについては、令和4年度に発生した大谷口地域センター職員による着服事件を受け、その後の監査において、区の措置結果で示された「地域センター事務の手引き」やその別冊である「準公金の会計事務」(以下「手引き等」という。)に則った事務処理が行われているかを検証しているところである。

令和5年度・6年度の2か年で全ての地域センターの状況を確認したが、いずれの年度においても、依然として一部で手引き等が遵守されていない状況が見受けられた。そのため、監査結果において、意見を付す、口頭による注意を行うなどの措置を取り、手引き等を実効性のあるものとし、より適正な事務処理に取り組むよう求めてきたところである。

しかしながら、令和7年度の監査においても、手引き等に基づかない事務処理が複数の地域センターで確認された。主な実例は以下のとおりである。

- ・10万円以上の現金の長期手元保管
- ・職員の個人アカウントを利用したインターネットによる物品購入及び電子決済の使用
- ・職員のクレジットカード等を利用した物品購入
- ・収入・支出における疎明資料の不備
- ・現金出納簿、現金等保管状況報告書、郵券受払簿等における記載誤り、月次決裁の不徹底

再三の注意にも関わらず、これらの不適正な事務処理が行われていることは、地域

振興課及び地域センターにおいて、準公金に対する意識改革と再発防止策が機能していないことを示しており、到底看過できるものではない。万一、再び不祥事が発生すれば、過去の事件を教訓とせず軽視したものと見なされ、区の信頼に及ぼす影響はより甚大なものとなると推測される。

これまでの監査を通じ、不適正な取扱いが繰り返される原因として、

- ・ 少人数職場であり、事務の引継ぎを十分に行うことができないこと
- ・ 会計事務の経験が少ない職員が配属された際に指導・助言できる経験者が周囲にいないこと
- ・ 手引き等に規定された内容が必ずしも実務に適合していないこと
- ・ 職員の負担軽減を組織的に進める仕組みが存在しないこと
- ・ 地域振興課本課に当事者意識が希薄であること

などの点が認められた。本件は、個々の地域センターのみで解決できるものではなく、本課である地域振興課が主体となって組織的に取り組むべき課題である。

地域振興課は、準公金の取扱いについて、今一度意識を新たにし、組織全体として不適正な取扱いを防止する体制を構築する必要がある。

なお、その際には、これまでの監査における以下の結果報告等を参照し、事故の風化を防ぐとともに、問題の本質を捉え、形式的ではなく、真に実効性のある仕組みを再構築すべきである。

- ・ 令和4年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果「7 指摘事項」
- ・ 令和4年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査「地域センターにおける現金の取扱いについて」
- ・ 令和5年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果「8 意見」
- ・ 6 板監第 32 号の 3 令和6年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査の結果について（報告）「監査委員が口頭で厳重に注意したもの」

（地域振興課）

令和7年度区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
11月17日(月)	加賀中学校、金沢小学校、北野小学校、三園小学校
11月19日(水)	板橋第八小学校、富士見台小学校、上板橋第二小学校、北前野小学校、高島第一中学校、徳丸小学校
11月20日(木)	高島第二小学校、赤塚小学校、高島第二中学校
11月21日(金)	常盤台小学校、志村第五中学校、志村第六小学校、板橋第一小学校、赤塚新町小学校、高島幼稚園

2 合議年月日

令和7年12月25日(木)

3 実施場所

各小・中学校及び区立幼稚園

4 監査の範囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 施設、備品及び危険物(刃物、薬品等)の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和6年度及び令和7年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設、備品及び危険物(刃物、薬品等)の管理状況は適正か。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和7年度子ども家庭部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
令和7年12月15日(月)	[保育園] 蓮根保育園、新河岸保育園、 向原保育園、西前野保育園 [児童館] 蓮根児童館
令和7年12月17日(水)	子ども家庭総合支援センター支援課 [保育園] 東新保育園、若木保育園、 高島平つくし保育園、高島平けやき保育園、 高島平あやめ保育園 [児童館] 東新児童館、南板橋児童館、高島平児童館
令和7年12月18日(木)	保育運営課、保育サービス課、 子ども家庭総合支援センター援助課・保護課 [保育園] 向台保育園 [児童館] 氷川児童館、しらさぎ児童館、 なります児童館
令和7年12月19日(金)	子ども政策課、子育て支援課 [保育園] 赤塚保育園、みなみ保育園 [児童館] 南前野児童館、紅梅児童館
令和8年1月29日(木)	子ども政策課、子育て支援課

2 合議年月日 令和8年2月27日

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

- 5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか（さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「区立保育園の民営化について」（所管部署：保育運営課）を選定し、重点調査を実施する。）。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、7のとおり指導する。

7 指導事項

児童館におけるエアコンの備品登録漏れについて

南前野児童館定期監査時の備品実査において、令和6年度にエアコン取付・交換工事により設置された備品（エアコン）について備品シールが貼られていない状況を確認した。

その経緯、原因、今後の対策などを聞き取るため、備品の情報を提供する役割を担う子ども政策課、備品登録・所管換え（※1）の役割を担う子育て支援課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

備品に関して、東京都板橋区物品管理規則第23条第1項において、「供用者（※2）は、システムその他により供用備品の数量その他の内容を明らかにしておかなければならない。」とされ、会計管理室が作成した「物品管理の手引」には、備品シールによる管理が示されている。また、第24条において「会計管理者は、特に指定する備品（以下「重要備品」（※3）という。）について、一括して記録管理しなければならない。」と定められている。そして、「物品管理の手引」には、工事請負費等で設置されたものであっても、建物付帯設備を除き、備品として処理しなければならないとされている。（以下「工事備品」という。）

児童館の施設維持補修等の工事について、予算を計上するのは子ども政策課となり、130万円以内の工事は同課が執行し、130万円を超える工事は施設経営課に執行委任している。工事終了後、子ども政策課は工事備品の情報を子育て支援課に提供し、それを受けて子育て支援課が備品登録の手続きを行い、児童館に所管換えを行う。その後、各児童館で備品シールを作成し、対象備品に貼り付けて、工事施工から設置備品のシール貼付けまで、一連の備品整理の事務が完了する。

ところが、令和5・6年度分の児童館におけるエアコン取付・交換工事により設置された工事備品のリストについて、人事異動の際、当該事務の引継ぎがされなかったため、子ども政策課から子育て支援課への提供が漏れることとなった。その

後、令和7年2月、令和5年度分の情報提供を失念していたことに気付いた子ども政策課から、令和5・6年度（2か年）分の該当する工事備品のリストを期限付きフォルダ（※4）の利用によって子育て支援課に提供したという主張があったが、記録が残らない仕組みのため、事実を確認することができなかった。

その結果、令和6年度終了時には、あわせて7館、38件の工事備品について登録がされていなかった。子育て支援課は、令和7年9月に工事備品のリストの提供を受けていない事実に関心し、直ちに子ども政策課に情報提供を依頼した。

子育て支援課は、令和7年9月の依頼後、子ども政策課から提供を受けた情報により、備品登録を順次進め、各児童館でシールを作成し貼付けを完了した。しかし、南前野児童館においては、エアコンのメーカー等について、設置された現品と子ども政策課から提供されたデータに基づく備品登録の内容に相違があったため、子育て支援課へ連絡したところ、現地確認のうえ、データの誤りが判明し、備品登録のやり直しなどに更に時間を要した結果、定期監査当日まで登録が完了せず、児童館はエアコンにシールを貼ることができなかった。

本件は、複数年度にわたり、東京都板橋区物品管理規則第23条第1項に違反しており、令和6年度決算時に反映されていない工事備品は38件、取得金額を合計すると42,442,000円（うち重要備品28件、38,498,000円）と非常に高額となっている。また、区が公表している令和5・6年度財務諸表において、工事請負費で取得した工事物品を備品登録しなかったため、児童館重要備品の取得金額が貸借対照表に計上されるべきところ、行政コスト計算書に計上されている。そして、今回のミスは、子ども政策課、子育て支援課が相互に関わっており、年度を越えて手続きが滞る前にいずれかの課で気付くことが可能である状況のもとで、起こっている。

以上のことから、児童館におけるエアコンの備品登録について子ども政策課・子育て支援課が、必要とされる事務処理を行わず、会計年度を越え、財務の記録に高額な相違が生じる影響を及ぼしたことは、不適正である。

子ども政策課は、区立児童福祉施設の工事、設備の整備を所掌する課として、工事備品の情報を確実に施設運営管理担当課に提供する必要がある。

子育て支援課は、児童館の運営・維持管理を所掌する課として、予定された工事の施工結果の確認、毎年実施されている備品現在高調査など、あらゆる機会に各館の備品登録、管理について遺漏のないよう留意する必要がある。

そして、両課は協力して、児童館の工事に関する情報の共有・相互チェックの仕組みを整え、たとえ担当者の変更などがあっても、工事終了後、確実に工事備品が登録される体制を構築することを求める。

- ※1 所属換えとは、物品を他の課又は所に移すことをいう。所属換えをするときは関係の課（所）長があらかじめ協議を行い、所属換えの決定を行う。
- ※2 物品をその用途に応じて区において使用させることを供用といい、これに関する事務を行う者を供用者という。
- ※3 備品のうち、取得価格が本体価格 50 万円以上のものを重要備品という。
- ※4 特定の職員の間で安全にファイルの受け渡しができるツールとして、期限付きフォルダがある。大容量のファイルの受け渡しに適している。ただし、期限付きフォルダ内に保存したファイルは、作成日時から 2 週間が経つと自動的に削除される。

（子ども政策課、子育て支援課）

令和7年度教育委員会事務局定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

1 実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
令和8年1月8日(木)	教育総務課、多様な学び推進担当課長、指導室、生涯学習課、史跡公園担当課長、教育支援センター、中央図書館、志村第四小学校あいキッズ、舟渡小学校あいキッズ、中根橋小学校あいキッズ、弥生小学校あいキッズ
令和8年1月9日(金)	学務課、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課長、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、加賀小学校あいキッズ、常盤台小学校あいキッズ、成増小学校あいキッズ、赤塚新町小学校あいキッズ

2 合議年月日

令和8年2月27日

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「教育行政の情報発信について」

(所管部署：教育総務課)を選定し、重点調査を実施する。)

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 令和4年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

(令和4年度第1回行政監査テーマ「生活安全の推進について」(所管部署：地域教育
力推進課))

(5) 令和6年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。

(令和6年度重点調査テーマ「ブックスタート事業について」(所管部署：中央図書館))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7指導事項等」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項等

運用保守委託に係る不十分な履行確認について

教育支援センター(以下「所管課」という。)の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

・ 対象事務

(1) 令和7年度区立小・中学校における可動式コンピュータ等機器の運用保守委託を契約している。

(2) 仕様書には、計19項目の履行内容(運用、保守要件)が記載されており、全項目を一式とする委託料を、毎月受託事業者へ支払っている。

- (3)19 項目のうちの1項目の内容が、「委託事業者が月1回を目途に学校を訪問して点検(目視による機器が外観破損がないか)を行い、報告書を提出する業務」(以下「本業務」という。)であった。
- (4)本業務を行うため、年度当初に各学校宛て年間定期点検スケジュールと留意事項を通知している。
- (5)点検実施後の報告書は、受託事業者から学校と所管課の双方に提出される。
- (6)所管課は、19項目の履行内容にかかる報告書(1枚)を支出命令書に添付し会計管理者に回付する。

・判断に影響する事実

- (1)令和7年4月から再リース期間が終了する8月までの本業務を確認したところ、小学校では、点検報告書 260 枚中、169 枚に「一部点検未実施」、7枚に「全台点検未実施」の記載があり、中学校では、点検報告書 110 枚中、55 枚に「一部点検未実施」、11 枚に「全台点検未実施」の記載があった。
- (2)提出された点検報告書には「各部点検実施致しました」と予め印字された様式が使用されていた。点検報告書の中には、余白に、「全台点検未実施」や「一部点検未実施」の記載があり、点検報告書内で矛盾が生じていた。
- (3)所管課は、点検報告書を定期的に確認していなかったため、上記(1)、(2)を認識しておらず、点検業務の実態を把握できていなかった。
- (4)訪問点検に係る履行内容について、仕様書上、点検完了の定義が不明確であった。
- (5)所管課は、令和5年 11 月にある学校を訪問した際、副校長から「次回の定期点検について、放課後の時間帯に変更できないか」との申し出があったため、一時的に時間帯を変更して対応したが、それ以降は年度当初の予定通り「年間定期点検スケジュール」で示した日時と留意事項に基づく訪問点検を継続していた。
- (6)ある学校では令和7年4月から8月まで毎月点検訪問されたが、一度も点検されずに契約が終了した機器があった。

(7)受託事業者は、毎月、履行内容の全項目に係る1枚の完了報告書を作成し、所管課に提出しており、当該報告書には「業務を完了したので報告いたします」と記載されていた。

・問題点

- (1)本業務の履行内容について、受託事業者より提出された点検報告書を確認しておらず、点検未実施があることを把握できなかった。
- (2)仕様書の記載上は、一部点検未実施がある状態で、委託料を支出することについて、直ちに問題となるものではないが、そもそもの目的(可動式コンピュータ等機器の点検)の完遂を判断するには不十分な記載であった。
- (3)本業務において「全台未実施」「一部未実施」があったにも関わらず「業務完了」の記載をしており、所管課はその完了報告書を受けて委託料を全額支払っていた。
- (4)点検報告書の確認や、学校から使用時間外の訪問希望の相談を受けたタイミングでの全校での点検状況確認を行わなかったため、点検業務全体の実態把握ができず、点検スキームやスケジュールの見直しなど、学校の実態に合わせた対策を取ることができなかった。

・求められる今後の対応

教育支援センターは、上記、問題点を真摯に受け止め、円滑な教育行政を運営できるよう、以下の取組を徹底する必要がある。

- (1)運用保守委託契約の内容を見直すとともに、委託契約の履行確認を確実に実施すること。
- (2)日頃から、各学校との連携を密にし、学校を履行場所とする委託契約の履行について、適宜確認を行い、学校運営の状況に応じた対応を求める。

(教育支援センター)

令和 7 年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果

地方自治法及び板橋区監査基準の規定に基づき実施した定期監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和 8 年 1 月 14 日(水)	【健康生きがい部】 上板橋健康福祉センター、おとしより保健福祉センター 【福祉部】 板橋福祉課、志村福祉課
令和 8 年 1 月 15 日(木)	【健康生きがい部】 健康推進課、生活衛生課、板橋健康福祉センター、 志村健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、 高島平健康福祉センター 【福祉部】 生活支援課・生活支援臨時給付金担当課長、 赤塚福祉課
令和 8 年 1 月 16 日(金)	【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、国保年金課、 後期高齢医療制度課、予防対策課 【福祉部】 障がい政策課、障がいサービス課

2 合議年月日

令和 8 年 2 月 27 日

3 実 施 場 所

監査委員室ほか各施設

4 監 査 の 範 囲

- (1) 令和 6 年度及び令和 7 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。(さらに詳細な分析が必要と考えられる事業として、「重症化予防事業について」(所管部署：国保年金課)を選定し、重点調査を実施する。)
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 令和6年度定期監査指導事項について、提出された措置状況報告どおり行われているか。(所管部署：後期高齢医療制度課「後期高齢者医療保険料の滞納繰越分調定額の乖離について」)
- (5) 令和6年度重点調査について、提出された対応状況報告どおりに行われているか。(令和6年度重点調査テーマ「がん検診について」(所管部署：健康推進課))

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。